

# 沖縄県議会における後援等の名義の使用に関する取扱要領

令和4年1月26日議長決裁

(趣旨)

**第1条** この要領は、沖縄県議会が、各種の行事等の開催の趣旨に賛同して後援又は協賛等をすることを示すために沖縄県議会又は沖縄県議会議長の名義の使用（以下「名義の使用」という。）を承認する場合の基準等を定めるものである。

(申請手続)

**第2条** 議長は、名義の使用の承認の可否について判断するため、名義の使用の承認を求めようとする各種の行事等の主催者（以下「主催者」という。）に対し、後援等申請書（第1号様式）を提出させるものとする。

(承認基準)

**第3条** 議長は、その対象となる各種の行事等が次の各号に掲げる基準の全てを満たす場合に限り名義の使用を承認することができる。この場合において、議長は、沖縄県議会の信用が失墜する結果が生じることのないよう十分に配慮しなければならない。

(1) その対象となる各種の行事等が、次のいずれかに該当するものであること。

ア 国、沖縄県又はその他の公共団体が主催するもの

イ 沖縄県又は一若しくは二以上の都道府県を事業活動の範囲とする公益的な団体が主催するもの

ウ 沖縄県又は一若しくは二以上の都道府県を事業活動の範囲とする各種団体等が主催する行事等で重要な意義を有するもの

エ 経済産業の振興又は教育及び文化の普及奨励等を図るために行われる行事等で議長が特に必要と認めるもの

(2) 営利を目的とするものでないこと。

(3) 法律及び条例の規定並びに公序良俗及び公共の福祉に反するものでないこと。

(4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者の事業でないこと。

(5) 沖縄県議会又は議長に対して各種の行事等の開催に要する費用その他の負担を求めるものでないこと。

2 議長は、前項の規定による名義の使用の承認又は不承認について、主催者に対し、後援等承認(不承認)書（第2号様式）を交付するものとする。この場合において、議長は、名義の使用を承認するときは、主催者が使用することのできる名義を明らかにしなければならない。

(承認の取消し等)

**第4条** 議長は、後援等承認書を交付した後、当該対象となる各種の行事等が前条第1項に掲げる基準を満たさなくなると認めるときは、当該承認を取り消さなければならない。

- 2 議長は、後援等承認書を交付した後に生じた事由により、当該承認を取り消さなければ沖縄県議会の信用が失墜する結果が生じるおそれがあると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。
- 3 議長は、前2項の規定により承認を取り消したときは、速やかに、当該主催者にその旨を通知しなければならない。

(実施結果報告書の提出)

**第5条** 議長は、必要があると認めるときは、後援等承認書の交付を受けた者に対して実施結果報告書(第3号様式)の提出を求めることができる。

(この要領により難い場合の措置)

**第6条** 特別の事情によりこの要領の規定によることができない場合又はこの要領の規定によることが著しく不相当であると認められる場合は、議長は、理由を付して、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年1月26日から施行する。  
(各種行事等に対する議会の後援基準の廃止)
- 2 各種行事等に対する議会の後援基準(昭和62年10月5日議長決裁)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この要領の施行の日前に受理され、又は承認された各種行事等に対する議会の後援の取扱いについては、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。